

令和6年度 山形市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、本市の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 背景

本市の就労継続支援B型事業所の一人あたりの工賃の平均月額、全国と比較すると低い水準であり課題となっている。そのため、令和6年3月に策定した山形市障がい福祉計画（第7期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第3期計画）においても、就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上を図るため成果目標を設定している。施設等が収入を得る機会を増やし、障がい者の経済的な自立や社会参加を促進する必要がある。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての組織（市長部局、消防本部、上下水道部、市立病院済生館、議会事務局、教育委員会事務局、各行政委員会等の事務局）及び市が事務局を務める団体とする。

※なお、指定管理者が管理を行う市有施設及びその他市有施設については、所管課を通じ協力及び実績報告の提出を依頼する。

4 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、本市内に所在する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの）
- (5) 地域活動支援センター

5 調達対象物品等

本市が調達する物品及び役務・委託のうち、以下の表に示すような、障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

(提供可能物品、役務の一覧)

区分	内容
物品	事務用品、飲食料品、小物雑貨、薪、衛生用品 等
役務・委託	印刷、清掃・施設管理、情報処理、その他軽作業 等

6 令和6年度調達目標

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 物品 | 7 2 6 , 0 0 0 円以上 |
| (2) 役務・委託 | 1 4 , 3 9 9 , 0 0 0 円以上 |
| (3) 合 計 | 1 5 , 1 2 5 , 0 0 0 円以上 |
| (前年度比 1 , 3 7 5 , 0 0 0 円増) | |

7 推進方法

- (1) 福祉推進部は、障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を全庁周知し、その調達推進を図る。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令及び山形市契約規則等の規定に基づく随意契約を活用するとともに、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を促しながら、見積合せや入札参加機会の確保に配慮する。
- (3) 各課等は、計画的に物品又は役務等の発注を行い、また適切な納期の設定を行うなど、障がい者就労施設等からの調達推進に配慮する。

8 公表等

調達方針については策定後速やかに、調達実績については年度終了後に、山形市ホームページで公表するものとする。